

廃校舎の利活用の取扱いについて

統合に伴う廃校後の校舎の利活用については、次のように取扱います。

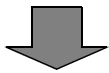
1 地元自治会等での利活用

学校は閉校となった時点で、学校以外の活用も可能な普通財産となるが、長い間地域コミュニティの機能や役割を担っていたことを鑑み、地域住民による管理のもと、地域の活動の場として利用する。

※廃校後は、施設の小破修繕は行うが、老朽化等による大規模な改修は行わないものとする。

＜これまでの活用事例＞

- ・地区体育協会で使用
- ・スポ少の練習場として使用

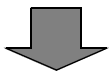


2 教育委員会および市内での利活用

地域での活用がない場合、教育委員会および市内での活用を検討する。

＜これまでの活用事例＞

- ・倉庫、書庫
- ・古民具、生活用品等の展示、保管場所



3 民間での利活用

地域、行政での活用がない場合、民間での活用を検討する。

※利活用にあたっては、都市計画法などの土地利用の方針を確認する必要がある。

＜これまでの活用事例＞

- ・地域一体型6次産業化モデル事業
- ・体験育児サポート拠点